

2022年7月29日（金）

景品表示法違反の商品に関する当社番組内での取扱いについて

当社情報番組『イチモニ!』で取り扱った商品を販売する事業者が、本日、消費者庁から景品表示法違反で措置命令を受けました。

消費者庁から措置命令を受けたのは、株式会社北海道産地直送センター（本社：北海道札幌市、以下「産直センター」という）です。対象の商品は、産直センターの自社ECサイトで販売している食品など34品と、『イチモニ!』（土）のコーナー企画「新型コロナに負けるな！買って応援北海道」（以下「本コーナー」という）で紹介した海産物などの商品3セットの、合わせて37品です。放送で取り上げた3セットは昨年11月13日（土）、今年1月22日（土）、2月26日（土）の本コーナーにおいて、それぞれ1セットずつ紹介したものです。

37品にはいずれも通常価格と割引された販売価格の二つの価格が表示されていました。消費者庁では、これらの通常価格には根拠となる販売の実績が認められず、そうした価格を基に販売価格を表示して割引を誤認させた点などが、景品表示法の違反にあたるとして、必要な措置を講じるよう命令を出しました。

本コーナーは道内の生産者と企業を応援し地元経済の活性化を促進することを目的としていましたが、景品表示法の違反にあたる指摘された商品の一部を、番組で取り上げたことを重く受け止めております。今後はチェック機能を見直し、再発防止と信頼の回復に努めてまいります。